

広島県介護ロボット導入支援事業申請案件選定委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 広島県介護ロボット導入支援事業申請案件選定委員会(以下「委員会」という。)は、広島県地域医療介護総合確保基金事業として行う「広島県介護ロボット導入支援事業(以下「事業」という。)の申請案件の採択を適正かつ公平に選定することを目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業の交付申請について審査を行い、事業の採択可否、優先順位及び申請1件あたりの補助限度台数等、事業採択に関する決定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。
2 前項の場合において、委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委員長は、その代理人として認める者を出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
2 委員長は、必要に応じて、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、一般社団法人日本福祉用具供給協会中国支部広島県ブロックにおいて処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

別表

区分	所属及び職名
委員長	広島県ブロック ブロック長
委員	広島県ブロック 副ブロック長
委員	広島県ブロック 副ブロック長
委員	広島県ブロック 監事
委員	広島県健康福祉局 医療介護人材課 課長